

地上デジタル放送 市街地の「新たな難視対策」

【役場屋上】

無線共聴施設から 電波送信を行います

昨年7月24日に地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行した際に、国より「新たな難視地区」(右下図)に指定された地区に向けて、町が役場屋上に無線共聴施設を設置することで、難視対策を行うこととしておりました。

現在、工事を実施しているところですが、本年3月1日頃を目途に、試験電波を送信することになりましたので、お知らせいたします。

無線共聴施設からの電波受信方法

※「新たな難視地区」にお住まいの方々には、別途、戸別通知を行います。

▶▶無線共聴施設とは…

帯広局からの電波が不安定の世帯に対して、町が難視対策として、無線による共聴施設を整備するものです。

➔❗難視地区だけではなく、四方に電波を送信します。

※無線共聴施設からの電波は、携帯端末によるワンセグ受信が可能になるため、四方に電波を送信します。

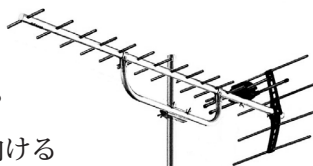
➔❗試験電波送信後、テレビの受信が不安定になった場合は、役場までご連絡ください。

▶▶電波を受信するには…

①UHFアンテナの調整が必要になります。

- ⇒A.無線共聴施設(役場屋上)にアンテナを向ける
B.アンテナ取り付け面を水平から垂直にする

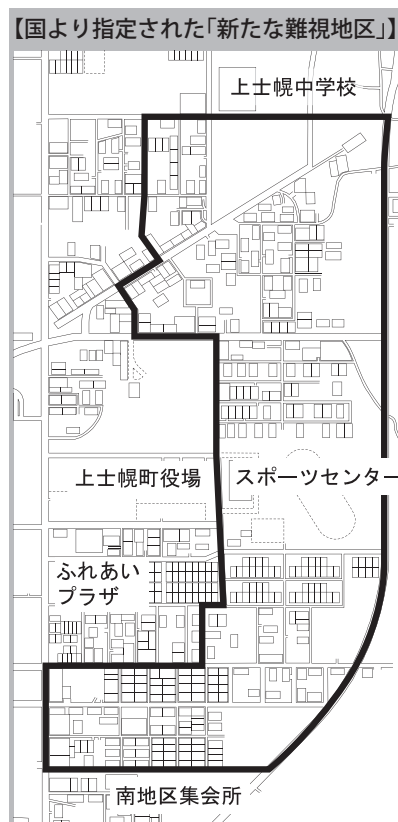
②家庭内等の受信機(テレビやレコーダー)のチャンネルを再設定(受信局初期設定)が必要になります。



▶▶アンテナ調整が必要な方

新たな難視地区にお住まいで、現に地上デジタル放送が安定的に受信できない方

➔❗暫定的に衛星放送による地上デジタル放送を受信している方は、アンテナ調整が必ず必要になります。



▶▶電波送信のスケジュール(予定)

- | | |
|------------|------------------|
| ①試験電波送信期間 | 3月1日(木)～3月15日(木) |
| ②電波調査期間 | 3月1日(木)～3月4日(日) |
| ③アンテナ調整可能日 | 3月5日(月)以降 |
| ④本格運用開始日 | 3月16日(金) |

※試験電波は、機器類の調整等のために、電波を短時間、停止することがあります。ご承知の上、ご視聴ください。

新たな難視対策(市街地) アンテナ調整を町が実施いたします

「新たな難視地区」にお住まいの方の既存のUHF屋外アンテナ調整を町が行います。

→現在、「新たな難視地区」にお住まいの方であっても、地上デジタル放送を良好に視聴できている方は、特にアンテナ等の調整は必要ありません。ただし、町の業務期間以降のアンテナ調整は、個人負担となります。

→町が行うアンテナ調整業務は、新たな難視地区以外にお住まいの方は、対象外となります。

◇◇◇アンテナ調整業務◇◇◇

平成24年3月5日(月)～

平成24年11月30日(金)

アンテナ調整などにかかる 住民説明会を開催します

【1回目】 日時：2月10日(金) 19:00 <45分程度>

場所：山村開発センター第2研修室

【2回目】 日時：2月11日(土・祝) 10:00 <45分程度>

場所：山村開発センター第2研修室

内容 ①無線共聴施設とは ②電波を受信するためには
③町のアンテナ調整業務について など

※両日とも同じ内容の説明を行います。

Q&A

Q1 難視地区に住んでおり、今は安定的にテレビ受信ができていますが、アンテナ調整をした方がいいの？

A1 安定的に受信できている場合は、必ずしもアンテナを無線共聴施設に向ける必要はありませんが、今後、季節や自然要因によって、チラつく場合は、アンテナ調整が必要です。ただし、町が実施するアンテナ調整業務は、11月30日までとなっておりますので、ご注意ください。

Q2 地デジ難視対策として、衛星放送で東京の番組を見ていたのですが、衛星アンテナはどうなるの？

A2 地デジ難視対策で設置した衛星アンテナは、デジタル放送推進協会より無償で支援されたもので、利用者所有のものとなっております。設置時にご案内があったかと思いますが、ご不要になった場合の撤去費用は、利用者のご負担となります。

また、衛星チューナーについては、デジタル放送推進協会より貸与されたものであり、協会より返還手続きなどについて、改めて、戸別通知されることとなっておりますので、チューナーについては、必ず保存しておいてください。

Q3 地デジ難視対策衛星放送では、NHK受信契約が、地上契約に変更されましたが、衛星での地デジ難視対策が終了したときはどうなるの？

A3 難視地区内の世帯が地デジ難視対策衛星放送をご利用している期間のNHK受信契約は地上契約となりましたが、衛星対策終了後、引き続き、衛星放送をご覧になる場合は、衛星契約が必要となります。ただし、受信契約が自動的に変更になることはありません。

Q4 市街地で新たな難視地区以外に住んでいますが、テレビ受信が不安定です。どうすればいいの？

A4 受信が不安定な要因として、①電波が弱い。②ある程度の電波が強くても、品質劣化が見受けれる。③受信側のアンテナやブースターの耐用年数や受信機器設置状況による。④アンテナの向きや設置位置による。⑤フェージング現象による。などが考えられます。

市街地で新たな難視地区以外にお住まいの方でも無線共聴施設にアンテナを向けることによって、受信できる場合があります。

しかしながら、まず、電波受信が不安定な原因を探ることが大事だと考えておりますので、デジサポ道東(☎0154-99-0101)か役場までお気軽にご相談ください。

※品質劣化…自然現象や山などが要因で同じ電波が反射することにより、受信が不安定になることです。(マルチパス現象)

※アンテナやブースターの耐用年数が過ぎていると、誤作動により自ら妨害電波を起こすことがあります。

※フェージング現象…大気中の電離層の状況によって、様々な電波が重なり合い、波の強さが大きく変化する電波障害です。

※お問い合わせ先 役場企画財政課情報交流担当 ☎2-2111 (内線265)

※テレビ受信が不安定な場合は、下記までご連絡ください。

総務省北海道東テレビ受信者支援センター (デジサポ道東) ☎0154-99-0101